

技術提案に関する質問への回答書

令和4年5月2日
大仙市総務部
DX推進課

「大仙市窓口手数料キャッシュレス決済導入業務委託」公募型プロポーザルに係る質問について、次のとおり回答いたします。

NO.	質問項目	質問内容	回答
1	【様式 5】および提案書・【様式 6】・【様式 7】の「提出期限」について	左記 3 様式は、実施要領 P.5 「9.技術提案書等の提出」の対象帳票であるとともに、同 P.6 「11.資格審査」の対象としても記載があります。「提案書等」の提出期限 5/27 (金) に対し、「資格審査」の結果通知日が 5/13 (金) となりますが、左記 3 帳票等の提出期限は 5/27 (金) との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	【実施要領】 P.5 9.技術提案書等の提出について	(1) 提案書の「枚数」に制限なしとの理解でよろしいでしょうか。 (2) 実施要領では「技術提案書」、様式集では「企画提案書提出届」(様式 5) との表記です。弊社の提案趣旨から「企画提案書」の表題にて作成して支障ないでしょうか。	(1)枚数に制限はございません。 (2) (様式 5) につきまして誤記です。「技術提案書」と修正の上ご提出ください。
3	【様式】の項番について	開示された様式では、様式番号「4・8・9」が欠番となっているとお見受けしますが、提出帳票は開示どおりとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	提案書および各様式全般にわたる「固有名称」(実名)の記載・開示について	実施要領等での記載がございませんので確認させていただきます。提案事業者名、提案する機器・メーカー・システム等の「固有名称」(実名)について、提案書およびプレゼンテーションにて開示することは可能との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

技術提案に関する質問への回答書

令和4年5月2日
大仙市総務部
DX推進課

5	<p>提案書およびプレゼンテーションの「対象範囲」について</p> <p>※【様式3】同種業務実績書、【様式6】価格提案書、【様式7】参考決済手数料率の各取扱い</p>	<p>左記3様式は、「資格審査」（実施要領P.6）対象の帳票であり、技術提案書およびプレゼンテーション上では、記載（または紹介）の対象外とすべき項目との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。なお、説明上必要な場合においてはこの限りではありません。</p>
6	<p>【様式3】同種業務実績書について</p>	<p>(1) 左記について、「評価基準書」項番6では「官民両方のノウハウを蓄積」との記載がありますが、当様式への記載に際しては、欄外注記にございますとおり「自治体様」への実績として記載するとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(2) 「履行期間」は、稼働開始時期にて記載して支障ないでしょうか。（事由：契約の形態が一様ではないため。）</p> <p>(3) 「契約金額」は、「入札・プロポーザル」による案件に限定した記載でも支障ないでしょうか（事由：同上）。また、金額単位は「千円単位」の表記でも支障ないでしょうか。</p>	<p>(1)自治体への実績および、民間事業者等への実績で記載が可能なものをご記入ください。</p> <p>(2)ご認識のとおりです。</p> <p>(3)「入札・プロポーザル」の案件で支障ありません。千円単位の表記で支障ありません。</p>
7	<p>「情報公開」について</p>	<p>提案書および各様式への記載内容は、今後、一般に公開される前提（貴市情報公開の対象）でしょうか。（特に契約先実名・金額など。）</p>	<p>公文書として取り扱われるため、公開請求があれば、大仙市情報公開条例に基づき、その可否を判断いたします。</p>
8	<p>（仕様書2ページ） 5 キャッシュレス決済端末及び周辺機器</p>	<p>キャッシュドロワと決済端末の連携は必要か。（決済完了時に自動開閉する仕組みは必要か）</p>	<p>連携は必要と想定しております。附随する機能については技術提案書に記載をしてください。</p>

技術提案に関する質問への回答書

令和4年5月2日
大仙市総務部
DX推進課

9	(仕様書3ページ) 7 決済事業者を支払う手数料	手数料は売上金から相殺する方式で問題ないか。 (100円の売上、決済手数料3%の場合、97円をご入金)	問題ありません。 そのほか、評価基準書2-2評価内容のとおり決済手数料を請求する方法があれば提案書に記載してください。
10	(実施要領3ページ) 3. 参加資格 (仕様書4ページ) 9 その他	下記のような体制で入札に参加することは可能か？ ■受託者 ⇒決済端末の販売、キャッシュドローアの販売、勉強会の実施、導入後の現地フォロー ■一部業務委託先(決済事業者) ⇒決済サービスの提供、指定納付業務、導入後の問い合わせ窓口	質問者に確認し、入札とあるところは本技術提案であることで回答いたします。 ご質問の体制は可能です。関係性がわかるよう提案書へ記載し提出をしてください。